

---

# 現在のベトナムにおける女性問題

Women's issues in present Vietnam

向 井 啓 二

Keiji MUKAI

一般に、ベトナムでは男女平等で、女性は、社会的に進出をしていると考えられている。果たして、その理解は正しいのであろうか。ベトナムの女性が置かれた実態を少し詳しく調べてみると、そうとばかりは言えない現実があるように思われる。本稿では、現在のベトナムの女性の実態を可能な限り明らかにすると同時に、歴史的展開についても述べることにしたい。

キーワード：ドイモイ 女性 都市と農村 人身売買 HIV (AIDS)

(種智院大学・助教授)

---

## はじめに

私たちは、冒頭に「ベトナムの社会福祉の全体像をつかむ最良の方法は、ここ50年間の家族及び女性に関する研究業績を整理することである」<sup>(1)</sup>と記し、ベトナムの歴史を通観した家族史年表を巻末に掲げた桂良太郎の論文を持つに至っている。おそらく、この論文の最もすぐれた点は、その膨大ともいえる家族史年表であり、それに続く「ベトナムにおける家族及び女性に関する研究業績（1993～1996年）」という表であろう。まさに、この論文抜きには、本稿で問題にしようとする「現在のベトナムにおける女性問題」や、近年のよび方に従って記せば、ベトナムの「子ども家庭福祉」（児童福祉）の現状を述べることは不可能であると思われる。何故なら、桂論文は、ベトナムという国の歴史に刻印された女性と家族の動向を概観したものだからである。

この点は強調しても、しすぎにはならないだろうと考える。というのも、一般に、社会福祉研究者は、現在の社会問題——無論、個人が抱えた問題を含め

——を扱う必要性があることから、その国の政治や社会に刻印され、影響を与えている歴史や文化に関心が示すことが少ないように思うからである。例えば、日本がモデルにしようとする社会福祉先進国の場合でも、その国がある社会福祉政策を実行に移す際には、多少なりともその国の歴史・文化が影響を与えるはずだろうし、それらに起因する社会問題の改善方法としての社会福祉政策や法、さらにはケアなどの方法が生み出されるのではあるまいか。そうしたとらえ方を抜きに実施された社会福祉政策やサービスは、安易な移植以外の何者でもなかろう。また逆に、ベトナムのような開発途上国（発展途上国）の社会福祉を取り上げる場合には、その逆を指摘するだけに止まる。つまり、その「遅れ」を指摘し、「遅れ」を取り戻すには、最も「進んだ」政策・技術を導入すれば良いとする問題である。財政規模が小さく、社会福祉に回すだけの予算がほとんどないという現状が生じている原因は、一体どこに起因するのか。その国や社会の歴史が原因となっているのではないのだろうか。このあたりの問題点について、桂は冒頭に引用した論文で次のように述べている。

従来の社会福祉研究、特に国際福祉の比較研究の方法論で欠陥として指摘できることは、社会福祉の現状をシステムとして捉え、そのシステムの仕組みや役割のみに焦点をおいた研究がなされてきた点にあると思われる。ベトナムの社会福祉の研究をはじめ、そうした従来の研究方法では解くことができないさまざまな問題にぶつかるようになった。（中略）ベトナムの家族構造は、きわめて複雑な歴史的背景と多様な民族的な文化様式に支えられており、しかも急激な社会的政治的経済的変革期のなかで一概にとらえることができない存在である……<sup>(2)</sup>

と。本稿は、上記の桂の指摘——歴史的背景や民族的な文化様式、変革期にある点に注意を払うこと——に留意しつつ、現在のベトナム、特に国民の大多数を占めるキン族（京族）<sup>(3)</sup>の女性が置かれている現状を明らかにしようと考えている。

## 1. 女性・家族史の流れ

まず、数少ない先行研究を利用しつつ、女性史を中心に家族を取り巻く歴史について述べることにしたい。これに関する先行研究としては、チャン・ハン・ザンの「工業化とベトナム女性のライフサイクルの変容」<sup>(4)</sup>がある。この論文では、ベトナム女性のライフサイクルの変容過程全体を以下の4段階に分けている。すなわち、「第1段階：工業化以前の段階（19世紀後半以前）；第2段階：最初の

工業化の段階（19世紀後半から1954年にかけて）；第3段階：社会主義建設初頭の段階（1954年から1985年にかけて）；第4段階：ドイモイ政策導入の段階（1986年から現在に至るまで）」<sup>(6)</sup>である。もちろん、この時代区分は、「工業化」というシエーマを中心にすえ、ベトナム女性のライフサイクルの変容を見ようとする際のものであり、これとは別の時代区分もあるだろう<sup>(6)</sup>が、おおよその時代区分については、首肯できるので、この時代区分に従い、同論文を要約しつつ、他の文献も利用して述べることにしたい。

### (1) 19世紀後半以前

ベトナムが、フランスの植民地になる以前、同国は、農業を基本とする封建制下にあった。そこでは、儒教が浸透し、男尊女卑の考えが一般的であった。そのため、女性は学校に行く権利がなく、家族と共に農業を行っていた<sup>(7)</sup>。また、女性の結婚は早く、平均初婚は、女性が13歳、男性は16歳であった。この時代の女性のライフサイクルは、子どもである期間が短く、早くから就業し、生涯にわたり働き続け、男性からは第二等の人間だとみなされていた。但し、家族史からとらえると、この時代の家族は、夫婦関係が基本であり、財産の分配や離婚の際に妻の財産が返還されるなどの平等性があった。また、共通の血縁をもつ諸家族が集合し、ゾンホ（一族）やザートック（家族）など大きな血縁共同体が存在し、祖先崇拝が家族の重要な行事となっていた<sup>(8)</sup>と考えられている。

### (2) 19世紀後半から1954年まで

フランス植民地下で、工業化が開始され、都市と農村の相違が表面化しはじめた。だが、依然として農業が中心産業であり、農村では人々の意識や生活様式にさほど大きな変化は見られなかった<sup>(9)</sup>。農村の女性は従来——19世紀後半以前——とたいして変わりがない意識を持ち、生活を営んでいた。これに対し、都市の女性は、学校に行くことが普通になり、卒業後は、男性と同様の職場に勤めるようになった。また、都市の女性は結婚後、専業主婦になることも多くなっていた。このように、都市と農村での相違が見られはじめるものの、全体としては、封建制下の意識は大きく変化せず、続いていたといえよう。

### (3) 1954年から1985年まで

この時期の女性の動向を考える上で必要なことは、まず、ベトナムが南北に分断されていたということである。女性を取り巻く問題に関して、南北間の相違が

明確化していったと考えられる。具体的には以下のような相違である。

北ベトナム（ベトナム民主共和国）では、1959年に制定された「婚姻・家族法」で、都市・農村に関係なく女性に教育を受ける権利を与えている。つまり、「①自由結婚、②一夫一婦制、③性の平等と家庭内の女性の権利の保護、④家庭内の子供の保護の4つの法的原則が定められている」のである<sup>(10)</sup>。その結果、北ベトナムでは、男女平等思想が強くなると同時に、共稼ぎ家庭が一般的になった。また、ベトナム戦争では、女性も兵士として加わり<sup>(11)</sup>、戦死することもあった。さらに、この時期、北ベトナムの農村女性は、合作社<sup>(12)</sup>を基盤とする集団営農の主役として農業に従事した<sup>(13)</sup>。農村の家族自体も、「家族計画（産児制限）が普及し、合計特殊出生率が低下」し、「基本的に夫婦と未婚の子供によって構成される核家族が主流となった」<sup>(14)</sup>。

一方、同じく1959年に南ベトナム（ベトナム共和国）が制定した「家族法」では、「男性は一人以上の妻をもつことが許され、家族内での性の平等についての言及はなかった」<sup>(15)</sup>。また、南部の家族は、「世帯は核家族中心で、両親とは、末の男子または女子が同居する傾向があり、妻方居住も多」かったし、「家族計画が浸透せず、10人兄弟が一般的な南部の家族関係はどちらかといえば個人主義的で、北部のゾンホのように自身のアイデンティティの源となるような凝集的な社会集団を形成しづらい特質をもっている」<sup>(16)</sup>と理解されている。

#### (4) 1986年から現在まで

1986年から実施された、ドイモイ（刷新）とよばれる社会主義を維持しつつ、市場経済を導入するという政策は、都市だけでなく農村にも大きな影響を及ぼした。また、南北の相違も依然として続いていると考えられるが、筆者が収集できた先行研究が、南部に関する叙述がほとんどなされていないという関係で、本稿では、両地域の相違が継続しているだろうという推測と示唆にとどめておく<sup>(17)</sup>こととし、ここでは主に農村と都市との比較を行うこととする。

ドイモイの実施は、北ベトナム農村に大きな影響を与えた。ドイモイにより、農地が「家族単位で均等に配分される」こととなり、「土地の所有形態は共有制から私有制にかぎりなく近づき、農業経営は家族に任されることになった」<sup>(18)</sup>からである。もっとも、ドイモイの実施以前の1981年時点ですでに、合作社による集団営農方式は失敗し、農業は家族請負制に移行していた。その結果、女性は農作業だけでなく、小売りなど別の仕事を始めるようになった<sup>(19)</sup>。さらに、1988年、ベトナム共産党「10号政治局決議」により、「農業経営の主体が合作社から

『家族世帯』へと移行した」<sup>(20)</sup>。このことは、1980年代初頭からはじまった家族請負制が家族自主経営制に完全に移行したことを意味する。女性労働は個人レベルのものとなってより活発化し、農外就労が基本になった<sup>(21)</sup>。その結果、合作社での集団保育を行う託児所では、母親のニーズに合わなくなり、託児所は解体し、代わって個人託児サービスが広がっていった<sup>(22)</sup>。しかし、農村では新たな問題が起きている。ドイモイにより収入の格差が生じ、あわせて無料教育制度がなくなったために、貧しい家庭では、子どもを学校に行かすことが不可能になり、男子にはなんとか勉強を続けさせるが、女子は中退させられるという問題がおきている<sup>(23)</sup>。つまり、女性は他家に嫁ぎ、家事を行うからという理由で、教育の必要がないと判断される場合が多く、伝統的な考えに基づき、女性は、多数の子どもに囲まれ生活することが幸せという考え方が復活した。加えて、農村女性の生活の質は、これまでとさほど大きく変化しなかった。

一方、都市では、市場経済の発展により、夫が高収入を得る機会が増えたために、妻は専業主婦として家庭にとどまることが多くなった。だが、その反対に「失業にあえぐ人々が職を求め」、「また子の教育への投資熱も高くなり、親と子どもの乖離が生まれるようになった」。さらに、「ストリートチルドレンの問題のような子供の生活保障の問題、エイズや青少年犯罪をはじめ、高齢者の介護問題も新たな社会問題として浮かび上がってきた」<sup>(24)</sup>のであった。

## 2. 結婚に関する問題 — 国際結婚 —

本章以降では、いくつかのテーマに絞り、ベトナムの女性に関する問題を取り上げていくことにする。まず、現在の結婚に関する特徴的な問題について取り上げることにしたい。

2004年10月13日付け『京都新聞』朝刊に、以下のような記事が掲載されている。「豊かさ夢見て結婚/虐待や離婚が増加/ベトナム人女性、台湾行きブーム/越紙人身売買と批判」と題する記事である。この記事によれば、南ベトナムでは、貧しい農村で生活する若い女性が、台湾人男性と結婚することが増加していると述べられている。台湾人男性側の理由としては、高収入であることを結婚の条件とする同国の女性の要求に応えきれず、結婚が難しくなっているため、経済的に開きがあり、要求が低いベトナム人女性と結婚をするのだとされている。ベトナム人女性との結婚については、双方のブローカーが斡旋し、ここ数年は毎年1万1000～1万4000人が花嫁として台湾に渡ったと記されている。村によっては若い

女性のほとんどが台湾人男性と結婚したという例があるとまで記事は記している。しかし、言葉や文化の違いなどから虐待や売春宿に売られるなどの事件が起きており、ベトナムでは、マスコミが貧困対策を充実させるよう要求しているとのことである。この記事に記されているように農村部の貧困が結婚にまで影響を及ぼしていることが理解できる。

台湾人男性との結婚の問題が明らかになる一方で、今度は韓国人男性とベトナム人女性との結婚が話題になっている。2005年1月28日付け『京都新聞』朝刊の「海外手帳」には、「韓国の男性と結婚するベトナム女性が急増している。二〇〇三年だけで千四百組余のカップルが誕生しており、多くの場合、韓国の花嫁あっせん業者がかかわっているという」記され、台湾人男性との不幸な結婚のケースと同様、「夫の家族からメイドのように扱われたり、双方の文化の違いや、花嫁自身が韓国語を理解できないことから、夫の家族とトラブルになるケースも後を絶たない」と指摘されている。これについては、ベトナム政府も了解しているようで、「ホーチミン：台湾人男性との結婚減少、韓国人が台頭」と題するインターネット上での報道もなされている<sup>(25)</sup>。

もちろん、市場経済の導入に伴う人々の意識の変化——金銭至上主義——がその原因であるが、ドイモイ政策は、こうした問題を生じさせたのだった。こうした結果、結婚を通じて経済的な上昇を図ろうとするベトナム人女性が、台湾人や韓国人男性と結婚する機会を得ようとしているのである。

### 3. 新生児の男女比の広がり

2003年段階でベトナムの総人口は、8137万7000人、年間出生数163万9000人、1999～2003年までの人口の年間増加率は1.6%、2003年の合計特殊出生率は2.3である<sup>(26)</sup>。これ以外の最近のデータによると、「2005年の人口増加率は、1.34%と、2003年（1.47%）、2004年（1.38%）に比べ減少、新生児は2004年より10万人減少するが、全体では前年比120万人増加となる見込みだ」<sup>(27)</sup>とされている。しかし、問題は急激な人口増加ではない。確かにベトナムは急激な人口増加を抑えるために公務員や共産党員に対し「政治局決議47号」で第三子をもうけることを禁止しており、第三子をもうけた者は名誉称号の授与対象から除外する規定を作成している。そのこととは別に、ベトナムでは新生児の男女比が開いていることが問題になっているのである。それは、以下のような記述でも理解できる。

ベトナム人口・家族・児童委員会の報告によると、年初（2005年—引者注）

からこれまでの新生児は、男児28万9,126人、女児21万6,585人で比率は女児100に対し男児が110となっている。1999年度の国勢調査でも、男女比のアンバランスが全国的に見られ、背景にはベトナムの男子尊重思想がある。出生前に胎児の性別を調べ、女児の場合は墮胎するケースもあり、男女比のバランスを崩す要因の一つとなっている<sup>(28)</sup>。

これと同様のことは、「ハノイ：胎児の性別告知、選択的中絶を禁止」と題する記事からも明らかで、それによれば「ハノイ市保健局はこのほど、市内の全病院・診療所に対し、胎児の性別告知と性別による選択的中絶を禁止する第1803号公文を通達した」と述べ、男女比の格差について記した後、「ベトナムでは歴史的価値観から、男の子を希望するケースが依然として多いため、私立病院などでは出産前に性別診断をサービスにしているところもある」<sup>(29)</sup>と述べている。2つの記事からも理解できるように、ベトナムの庶民レベルの意識は、依然として男性重視の考えが根強く残っており、女児の墮胎が行われていることを示している。通常、新生児の男女比は男児105ないし106に対して女児100であるから、今後、彼らが成人した際、結婚相手の女性が少ないという問題を引き起こす可能性が高い。これは、すでにインドや中国で問題になっていることでもあり、その背景には、やはり男児を望む親の考え方がある。

#### 4. 人身売買（トラフィッキング）

私も以前、ベトナムの子どもたちが売買されていることを報告したことがある<sup>(30)</sup>。この事実は、他の報告でも指摘されている。本稿では、「香川公使のハノイ通信9 ベトナムの人身売買」<sup>(31)</sup>と題する報告からその内容を要約して紹介する。

ベトナムの女性・子どもがどれくらい売買されているのか、正確な数字はない。国連開発計画の報告書では、1990年代初頭から少なくとも1万人の女性と1万4000人の児童が売られていると指摘されている。ベトナムの『労働新聞』によると、2002～2003年にかけて外国に売買された女性・児童は1758人であり、10歳以下が11人、10～18歳が252人、18歳以上が1495人であるとされている。彼（彼女）たちの教育レベルは、非識字者が122人、小学校卒業レベルが1014人、中学校卒業レベルが529人、高校卒業レベルが93人である。報告でも指摘していることであるが、教育レベルの低い人が人身売買の被害にあう確率が高い。人身売買が多い地方としては、北部ではランソン省、クエンニン省、タインホア省、ゲーアン省、タイビン省であり、南部ではドンタップ省、アンザン省、ホーチミン市である。

この点について付け加えておくと、ホーチミン市を別にして、やはり、農村部を中心とする地域が多いことがわかる。都市と農村の経済的格差がここでも背景として浮かび上がってくる。

人身売買された人たちの職業は、幼児・学生が38人、農業が899人、労働契約を結んで働いている人が57人、無職が431人となっており、農村の貧しさが原因の1つと考えられている。また、同報告では、売られた国によって特徴があるとも述べられている。つまり、中国南部の雲南や広西へは北ベトナムから中国人男性との結婚を理由に連れて行かれるケースが多いという。その理由として、中国の一人っ子政策と男性重視の結果、女性が少ないことがあげられている。ベトナムでも先述したように男女比が拡大してきており、今後同様の問題が発生することが予測される。また、南ベトナムからはカンボジアに売春目的で売買されている。ホーチミン市女性同盟（婦人同盟）の報告では、カンボジアの約3万人の売春婦の40%がベトナム人女性であるとし、国連開発計画の調査では、1万3000人の売春婦のうち、約7000人がベトナム人女性と児童であるとされている。

これに対し、政府も対策を講じてはいる。「刑法」（1999年制定）第119条・120条で、女性・児童の売買と詐欺による取引を処罰するとし、女性を売買した者は最高20年の禁固刑、500万ドン～5000万ドンの罰金、1年～5年住居を離れることが禁止される。児童を売買した者も最高は終身禁固刑に処すことになっており、500万ドン～5000万ドンの罰金、1年～5年間一定の職業や仕事から排除されるか禁止され、1年～5年間監視の下に置かれることになっている。これ以外にも「刑法」第254条では売春宿の禁止、第225条では売春斡旋の禁止などが定められており、「婚姻家族法」（2000年制定）の第103条には女性の人身売買のため、女性の意思に反して性的関係を持つために外国人との結婚を故意に利用することが禁止されている。

他にも人身売買を抑えるための政府の対応が記されているが、人身売買は後を絶たないのが現状である。こうした現状から考えれば、ベトナムが男女平等の国と単純に述べることはできないだろう。問題は経済的格差の広がりであり、人々の金銭感覚の変化、男性優位の考えなど複合的な要因が働いていると言えよう。それはまるで、第1章で述べたドイモイ実施以前の女性を取り巻く環境に逆戻りしたかのような状態である。人々の意識は、社会主義政策によって男女平等へと大きく変化したかのように思えるが、実態はさほど大きく変化することなく、労働力としての女性の役割が期待され、それを男女平等のベールで包み込んだに過ぎないのではないか、と思わざるを得ない<sup>(32)</sup>。



## 5. HIV (AIDS) の広がり

ベトナムを含むアジア地域でHIV感染が広まったのは、「1980年代末にタイに始まったのが最初で、当時は「薬物静注者、セックスワーカーとその顧客など“古典的な”リスクグループの中に急速に拡大した」という。「感染はその後、中国南部、ミャンマー、インド東部、カンボジア、マレーシア、ベトナムなど隣接する諸国・地域に広がったが、流行はさらに地理的に拡大し、中国の新疆地区やインドネシア諸島、また最近では台湾やパプアニューニアでも拡大が伝えられるなど、アジア太平洋の隅々にまでHIV流行が拡大するに至った」<sup>(33)</sup>とされる。ベトナムで公式のエイズ患者が確認されたのは、1990年のことである<sup>(34)</sup>。1999年時点では「感染者数は12,235人を超え、全国61省・市すべての地域から感染者が報告されており、今後も感染者の拡大が懸念されて」<sup>(35)</sup>いる。事実、2002年では、「末期真性エイズ患者八四五一人を含むHIV感染者が五万六四九五」<sup>(36)</sup>いると記されているとおり、感染者は急増しており、2005年5月の報告によれば、「これまでにベトナム全国でHIVウィルス感染が確認されたのは9万3,927人、そのうちAIDS患者は1万5,015人で、初めてHIV感染者が国内で発見されてから8,812人が死亡している。また2005年3月17日～4月16日までの1ヵ月間に新たに感染が確認されたのは953人、AIDS発症者は156人、死亡者は127人だった。2005年3月に比べ、HIV感染者は419人、AIDS患者は51人、死亡者は10人増加した」<sup>(37)</sup>と述べられている。

このように感染者が増加した原因はどこにあるのだろうか。この点についてベトナムを含む地域——インドネシア・ネパール・中国——では「IDU（注射器による薬物使用者のこと—引者注）間の感染率の最近の速い上昇が、性行動面のリスクを抱える非IDU間のHIV感染率の上昇に拍車を掛け、より幅広い層への感染拡大に“弾みをつけて”いるように思われる」<sup>(38)</sup>ということである。より詳しく見れば、ベトナムではセックスワーカーによるIDUが一般的であり、これがHIVの感染爆発につながっている。ホーチミン市で実施されたひとつ調査で、約1,000人のセックスワーカーの38%がIDUであり、これらIDUの実に49%がHIVに感染していた（薬物を使わないセックスワーカーの陽性率8%に対して）。また、北部の港湾都市ハイフォンでも、全セックスワーカーの約40%が、注射器で薬物を使用していたが、首都のハノイでは6人のセックスワーカーに対して1人の割合でしかそうしていない。薬物を使用しているセックスワーカーがコンドームを使用する割合は、薬物を使用していないセックスワーカーの約半分

であることが、ホーチミン市で実施された別の調査で示されている<sup>(39)</sup>ということである。このIDUによるHIVの拡大については、2006年1月27日付け『朝日新聞』朝刊に、「清潔な針でHIV防げ」と題するベトナム——ランソン省——の記事が掲載されているし、先引した報告でも、「中国とベトナムが2002年より実施している国境付近での注射針交換プログラムのような共同施策は、意味のあるものである」<sup>(40)</sup>と述べている。つまり、ベトナムでは現在、麻薬注射によるHIV感染率の増加が問題視されており、それを防ぐために、注射針を新しいものと無料で交換する取り組みを実施し、感染の拡大を防ごうとしているのである。また、前掲の新聞記事によると「感染予防のため注射針の交換を認める条項を盛り込んだHIV・エイズ対策新法が06年前半にも施行される予定だ」<sup>(41)</sup>とも記されており、政府が本格的にIDUの問題に対応しようとしていることが理解できる。

但し、問題は、IDUにあるのではなく、もっと根深いところにあるだろう。IDU対策としての注射針交換は、確かに、現実にはそれが原因で増加している感染者をこれ以上増加させないための方法として取り組むべき課題であるが、同記事にも記されているとおり、「『注射針の交換は事実上の麻薬容認だ』との反対意見も根強い」<sup>(42)</sup>という問題もある。また、そもそも、HIV感染の主たる原因が、買春春によるということを見做すわけにはいかないだろう。つまり、現在起きている問題に即応する必要があると同時に、より根本的な原因を解決する努力が必要であろう。その点で以下の解説は大きな意味を持つと思われる。すなわち、

ベトナムでは、セックスワーカーは、彼女たちが仕事にいそしむ地域その他の労働者の平均収入の最高7倍もの収入を得るという報告もある。(中略)ところで買春するのはどういう人間なのだろうか？南ベトナムでは、セックスワーカーたちが、彼女たちの客の3分の1はビジネスマンまたはホワイトカラー労働者だと報告しており、5つの北部省では、その半数以上が政府官僚であると言われている。……こうした男性たちの多くは結婚しているか、決まったガールフレンドがいる。セックスワーカーと無防備(コンドームを使用せず—引者注)なセックスをする者たちは、自らがHIVに感染するだけでなく、それを妻やガールフレンドに感染させてしまうリスクを負っていることになる。……これは、彼女たちが、自らの行動ではなく、パートナーの行動によってリスクに曝されたことを明らかに示すものである。こうした現象が示唆しているものは、根深い社会的不平等であり、男

女の社会的力の不均衡のみならず、アジアの（また、実際は世界の）大多数の国で見られる、女性の収入とキャリア機会の増進が阻まれている状況なのである。こうした大きな力学関係を無視した予防努力は、たとえ行われたとしても、短期的な効果しか生み得ない<sup>(43)</sup>。

ということである。長い引用文からも理解できるように、①経済格差が原因して買春を「職業」とする女性がたくさん生まれる。②彼女たちセックスワーカーと「無謀な」セックスをすることで、H I Vは、買春した男性から妻・ガールフレンドに広がる。③その根本的な原因は、女性蔑視であり、差別である。ということが了解できるであろう。事実、上記の引用を証明する以下のような記事もある。

H I V/エイズ防止局のグエン・ファイ・ガ副局長は6日（2005年10月6日－引用者注）、「エイズ感染者の感染拡大に対する危機感の低さを露呈する」事実を公表した。これは、全国20の省・市でH I V/エイズに感染した男性患者を直接面接した結果、「感染している事実を知っていたにもかかわらず、買春行為をおこなったことがある」という質問に21.7%が「ある」と答え、そのうち36.9%が「買春の際にコンドームを使用しなかった」と答えた<sup>(44)</sup>。

というのである。このように、予防策を知らないか、知っていても、それを実施しないことから、H I V感染は、拡大する一方の状況になっているのである。

## まとめにかえて

冒頭のサマリー（要旨）に記したように、ベトナムは、男女平等の国のように思われている。しかし、そうした理解は、社会主義国＝平等の国（平等が当然）という安易な理解ないし、「社会主義」に対する「神話」に基づいたものである。

事実、やや古いデータに基づいた報告でも、男女格差が指摘されている<sup>(45)</sup>。具体的には、①家事についても、女性の家事量は男性の2倍である。②男女とも貧困に苦しんでいるが、貧困層の女性や女兒が食糧不足や資源不足を真っ先に被ることが多い。③女性の非識字率（18%）は男性（9%）より多い。④女性の月平均収入は、男性の月収の72%に過ぎない。⑤女性は男性に比べ栄養不足になる危険性が高く、貧困層で顕著である。⑥妊産婦全体の半分以上が貧血症である。⑦家族計画では、実際に避妊を実行するのはほとんど女性であり、コンドーム使用は6.5%に過ぎないと述べられている。このような問題を、いわば官製組織に近いベトナム女性連合が指摘しているのである。もちろん、いくつかの問題については

改善されてきているであろうが、それでも、やはり、男女格差は存在していることだけは確かである。引用した文献が問題であるのは、私が本稿で取り上げたいいくつかの問題をまったく取り上げていないことであろう。現実にはもっと大きなことが進行しているように思われる。

ところで、本稿を記してみても改めて感じることは、女性を取り巻く問題に限らず、問題発生の原因が、先引した文に述べられたとおり、「アジア」的性格——その実際は世界的に同様な性格——を帯びていることである。ここで、「アジア的」ということを強調するのは、中国・インドなどアジアの巨大国でも同種の問題が起きているという意味であり、ベトナムを含め、アジア地域は、宗主国は異なるが、植民地ないし半植民地状態に置かれ、政治・経済の自立的発展を阻害されてきたことが背景にあるということである。

現実のベトナムでは、本稿で記してきたように、ドイモイ（刷新）政策により、急激に経済格差が開き、社会矛盾が表面化しているといえる。無論、女性を取り巻く問題も例外ではない。もともとドイモイの実施は、古田元夫が示した<sup>(46)</sup>ように、「貧しさを分かち合う社会主義」——消費面では、ベトナム戦争期のバオカップ（Bao Cap＝現物支給）を継続しつつ、生産面では、国营企業や集団営農など基本とする——から、「豊かになれる人から豊かになる」ための政策転換であり、経済格差が生じることはあらかじめ予想されていたことであつた。それでも、ドイモイを実施しなければならなかつた理由は、硬直した「社会主義経済政策」が、生産意欲を低下させ、農業生産が滞るなどの問題が発生したからであつた。ベトナムで現実に行き始めている社会問題は、フランス植民地下、ベトナム戦争期に堆積した各種の問題に、ドイモイ政策実施に伴うマイナス面が表面化したものとして現れているのであろうし、その根本的な解決はそう簡単にはいかないだろう。

また、本稿では、表面的にしか触れることができなかつたが、都市と農村の経済格差の広がりだけでなく、そこに住む人々の意識の相違や変化にも注意して考える必要がある。特に、南部の農村部の推移は、単に地主制の問題として片付けてしまうことができないより複雑なものであつたと考えられ、そうした経緯の結果、現在はどのようになっているのかを丁寧に見ていく必要があると考える。さらに、南北の相違についても同様で、資本主義を経験した南部と、「貧しさを分かち合う社会主義」からドイモイを経験した北部の人々の意識、あるいは、本稿ではまったく扱うことができなかった山岳地帯などに居住する少数民族の問題についても考慮にいたした上で、より具体的な問題としてとらえていく必要があるだ

ろう。

本稿では、とりあえず、ベトナムの女性の現状を明らかにすることを目的としていた関係で、それ以上のことを述べることはしないが、子ども・女性・障害者・高齢者・貧困者・少数民族の人々などが社会的弱者になり、より厳しい生活を強いられる状態が続くことは、同国にとれば大きな問題である。即効力のある対応を一挙に実施することができないにせよ、当面する課題を経済発展至上主義だけに絞らず、国民の立場に立つ方向で改善する努力を続けなければならないことだけは明確である。ただ、それは、ベトナムだけの課題ではなく、質が異なるかも知れないが、日本の課題でもあるだろう。

## 注

- (1) 桂良太郎「ベトナムに於ける社会福祉の現状と課題——女性及び家族研究の動向調査から——」（『奈良大学総合研究所所報 第9号』、2001年、所収）155ページ。なお、桂はこの論文を元に「ベトナムにおける家族の特徴と福祉」（黒田学他編集『胎動するベトナムの教育と福祉』、文理閣、2003年、所収）を発表しているので、あわせて参照されたい。桂論文以外には、例えば宮沢千尋「ベトナムの家族、親族、家譜」、前原智子「ジェンダー」（いずれも今井昭夫・岩井美佐紀『現代ベトナムを知るための60章』、明石書店、2004年、所収）があるので参照されたい。特に、前原論文では、「ベトナムでは外の世界と内の世界で、男女の活動領域が分けられており、内の世界では、女性が強い力を持ってきたのではないかと指摘されている。つまり、公的な世界では、男性が優位にたち、家族の中では女性が優位に立つとされている。しかし、これをもって筆者は男女平等ということはできないと考えている。
- (2) 注(1) 桂論文、161ページ。
- (3) 一般にベトナム国民は、54の民族に分かれているとされている。そのうち、キン族（京族・ベト族とも言われる）が「87%という圧倒的多数を占める」という。民族については、古田元夫「民族」（石井米雄監修『ベトナムの事典』、1999年、同朋社発行、角川書店発売）所収11～15ページ及び、「民族別人口」（同書）368～369ページを参照のこと。
- (4) チャン・ハン・ザン「工業化とベトナム女性のライフサイクルの変容」（林玲子・柳田節子監修『アジア女性史——比較史の試み——』所収、明石書店、1997年）
- (5) 前掲、注(1) 桂論文69ページ。
- (6) 前掲、注(1) 桂論文では、家族史の時代区分として、より大きな区分を採用されている。それは、1)

植民地以前と以後——19世紀末以前とフランス植民地下の時期——、2) 南北分割時代の——1945年以後1976年のベトナム社会主義共和国成立まで——、3) 現代——1976年以後、特に1986年のドイモイ政策実施以後を含む——である。

- (7) つまり、「儒教の規範もとでは、父、夫、息子への女性の従属を説く『三従の道』に見られるように、女性は男性に従属的であるべきとして、教育を受ける機会を制限され、家族を養うために働くことが期待された」（共同研究『ベトナムの働く女性——ホーチミン市縫製工場の女性移住労働者——』、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、1988年、7ページ）ということである。同様の指摘は、「これは根強い儒教思想によるもので、その最たるものが『三従の道』という教えである。この教えによると、女性は子どもの頃は父親へ、婚姻後は夫へ、夫の死後は息子への従属を説くものである。ベトナムの日常生活における男女差別の根底には男女の役割に関する根強い固定観念がある」（ベトナム女性連合『ベトナムの女性』、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、2002年、71ページ）と述べられている。
- (8) 前掲注(1) 桂論文、156ページ。この点について、前掲『ベトナムの働く女性』7ページでは、儒教伝来以後も東南アジアに一般的に見られた「伝統的男女平等の規範」が存在し、儒教的規範と併存していたと指摘している。
- (9) 前掲『ベトナムの女性』では、「フランス植民地時代でさえ、女性は限られた訓練のみ受けることが許されていただけだった。結婚すれば、夫に完全に依存し、家族以外の人、特に夫以外の男性と話すことは禁じられた。家族のために料理を作っても、食卓では一番最後に男性の残りを食べ、そして片づけをし、掃除をした。男性が家族を養うために外へ働きに出ている間に、女性は家庭の雑用をすべてこなすものとされていた」（同書、72ページ）と記されている。
- (10) 前掲注(1) 桂論文、156ページ。なお、片山須美子は、この時期の社会主義的女性解放路線について、アメリカ人女性研究者 (Arlene Eisen Bergman) の *Women of Viet Nam* を要約して、「家事・育児の社会化の名の下に男女平等負担が不問にされること、社会化といっても保育労働者は女性ときめつけていること、母性への強い肯定があること」を指摘している（片山須美子「5 ベトナム」、林玲子・柳田節子監修『アジア女性史——比較史の試み——』所収、明石書店、1997年）567ページ。
- (11) なお、ベトナム解放のためにベトナム戦争に参加した女性たちが、戦後どのような対応をされたのかについては、グエン・ミン・トゥアン「記者たちが見た英雄たちの戦後」（中野亜里編『ベトナム戦争の「戦後」』所収、2005年、めこん）を参照されたい。
- (12) 岩井美佐紀「合作社」（前掲『ベトナムの事典』所収）99～100ページを参照のこと。ここにも、「ベトナム戦争に従軍する成年男子が農村を離れたため、合作社主任をはじめ多くの要職を女性が占めるなど、女性の社会進出が著しかった。たとえば、託児所の建設など、合作社は、農村の社会インフラ

を拡充することによって女性の負担を軽減した」と記されている。

- (13) 岩井美佐紀「ベトナム北部農村における社会変容と女性労働」(『東南アジア研究』第36巻4号、1999年) 531～535ページ。
- (14) 岩井美佐紀「ベトナムの家族・親族と近代化に関するレビュー」([http://www.kuis.ac.jp/icci/publications/pj\\_results/eastasia2005/vietnam.pdf-234k](http://www.kuis.ac.jp/icci/publications/pj_results/eastasia2005/vietnam.pdf-234k)) 2005年10月1日アクセス。PDFファイルをダウンロードし、印刷、3ページ。
- (15) 前掲注(1) 桂論文、156ページ。
- (16) 注(14) に同じ、4ページ。
- (17) 南北の相違について概観した先行研究としては、小川浩一「ドイモイ後のベトナムの社会変動——南北格差の視点から——」(『東海大学文学部紀要』第74輯所収) を参照されたい。
- (18) 前掲、注(14) 論文、5ページ。但し、以下のような指摘もある。すなわち、「社会主義下にあつては政府が女性の労働力を生産領域に引き出す必要もあり、男女平等政策を掲げ、再生産領域の社会化政策が取られた。しかし、社会主義体制下における男女平等政策は、保育所設置のような一部の再生産領域の労働の社会化にすぎず、生産領域への女性の進出を促進するものにとどまった。再生産領域における労働を男女平等に分担するように推進する政策は弱く、従つて女性は生産労働と再生産労働の二重の負担を強いられていた。また、女性は生産領域における活躍の場を得たとは言え、女性の就業分野は限定されたものであつた」(前掲『ベトナムの働く女性』、3ページ)。ここでいう「社会主義下」ないし「社会主義体制下」とは、おそらく1976年のベトナム統一以後、1986年のドイモイ実施までの期間をさすと思われる。この期間中、男女平等思想が広まっていたことは事実であろうが、女性を取り巻く状態は大きく変化したとは言えない状態であつたことがうかがわれる。
- (19) 前掲、注(13) 論文、535～537ページ。
- (20) 前掲、注(13) 論文、539ページ。
- (21) この点について「商業では女性が7割を占めており、これを筆頭に保健、教育でも女性比率が高いが、建設、林業、運輸、通信、管理では30%未満に下がる」(前掲『ベトナムの働く女性』、12ページ) と記され、さらに、「例え(女性は一引者注) インフォーマル・セクターの仕事に過ぎなくても、自分で独立して仕事ができ、さまざまな決定できるようになったことについては概ね肯定的に受け止められている」ものの、一方で「ドイモイの結果女性は低賃金労働者やインフォーマル・セクターの労働者として、不利な形で労働市場に再編入された。特に再生産領域の役割と責任強化と私化(再生産領域の労働の社会化の減少または中止)を通じて、女性は労働市場において周辺化されてきたといえる」(前掲『ベトナムの働く女性』16～19ページ) と、プラス面とマイナス面両方から評価している。
- (22) 前掲、注(13) 論文、540～541ページ及び、注(14) 論文、5ページ。

- (23) 女性に対する教育機会の不平等性については、農村部に限定されないようで、例えば「社会福祉に対する助成が少ない市場経済への移行に伴い、今までの成果が後退を見せているものもある。それは、中学校や高等学校での男女格差の再浮上であるが、中学校や高等学校で、女子の中途退学者が男子より多い傾向がある」(前掲『ベトナムの女性』、73ページ)という指摘や、「社会サービスの有料化は、教育や保健サービスを受けられる人を限定することになり、……女性(女子)の就学率を抑制しているように見える。また、教育費が有料となったため学校の中退が増え、特に女性の中退者の割合が高いとの調査結果もある」(前掲『ベトナムの働く女性』、18ページ)という指摘もなされている。
- (24) 前掲、注(1) 桂論文、157ページ。
- (25) この報道によると、「ホーチミン市司法局が2003年から2005年3月までに受理した外国人との結婚申請数統計によると、これまで増加していた台湾人男性との結婚件数が減少する一方、韓国人男性との結婚が増加している」とされ、「台湾人男性との結婚手続件数の3%が……司法局により結婚申請を拒否されている」という。(VIET. JO ベトジョーベトナムニュース) (<http://viet-jo.com/news/social/050615014228.htm>) 2006年2月15日アクセス。
- (26) ユニセフ『世界子供白書 2005年版』による。
- (27) Tuoi Tre 「2005年、ベトナムの人口は120万人増加と予測」(HOTNAM News) (<http://www.hotnam.com/news/050603041828.html>) 2005年9月27日アクセス。
- (28) Nguoi Lao Dong 「ベトナムの新生児、男女比に格差が広がる」(HOTNAM News) (<http://www.hotnam.com/news/050926084958.html>) 2005年9月27日アクセス。
- (29) 「ハノイ：胎児の性別告知、選択的中絶を禁止」(VIET. JO ベトジョーベトナムニュース) (<http://viet-jo.com/news/social/050923040655.html>) 2005年9月27日アクセス。
- (30) 拙稿「ホーチミン市における社会福祉施設の実情」(黒田学他編集『胎動するベトナムの教育と福祉』、文理閣、2003年) 45ページ。
- (31) 「香川公使のハノイ通信9 ベトナムの人身取引(トラフィッキング)」(<http://www.kobe-u.ac.jp/~gsics/hanoi09.html>) 2006年1月20日アクセス。これ以外に、福田忠弘「社会悪」(前掲、『現代ベトナムを知るための60章』、明石書店、2004年、所収)があり、「労働・傷病兵・社会福祉省(労働・傷病兵・社会省一引者注)は、二〇〇二年にはベトナム全土で、五万人の売春婦が確認されたと報告した。二〇〇一年と比較して一八%の増加という。しかし、ベトナム国内で売春婦が増えているだけではなく、ベトナム人女性は国境を越えた人身売買の対象にもなっている」(同前、178ページ)と記されている。さらに、「9ヶ月間で女性・子供9,000人が人身売買の被害に」(2005年10月6日の報道、VIET. JO ベトジョーベトナムニュース、<http://viet-jo.com/news/social/051005062019.html>、2006年2月15日アクセス)や、「逮捕の人身売買ブローカー、142人を売って



- た」(2005年12月12日の報道、VIET. JO ベトジョーベトナムニュース、<http://viet-jo.com/news/social/051209111354.html>、2006年2月15日アクセス)という記事もある。
- (32) 同様の指摘は、「家庭責任は女性にあるといった家父長的な考えも、社会主義の崩壊後(ドイモイ政策の実施後—引者注)表立って表明されるようになった。それまで獲得していた生産領域における女性の地位も低下し、再生産領域における男女平等はますます遠のいてきた」(前掲『ベトナムの働く女性』3ページ)というものがある。
- (33) 木原正博「アジア太平洋地域のエイズ流行の現状と展望」(<http://www.acc.go.jp/kenkyu/ekigaku/2003ekigaku/001.htm>)より。2006年2月7日アクセス。
- (34) 福田忠弘「社会悪」(『現代ベトナムを知るための60章』、明石書店、2004年、所収)179ページ。
- (35) 独立行政法人国際協力機構(JICA)「ベトナム エイズ防止計画」([http://www.jica.go.jp/activities/jicaaid/project\\_j/vie/005](http://www.jica.go.jp/activities/jicaaid/project_j/vie/005))より。2006年2月7日アクセス。
- (36) 前掲、注34) 福田論文、179ページ。
- (37) 「ベトナムのHIV感染者9万人、うち10%はすでに死亡」(HOTNAM News) (<http://www.hotnam.com/news/050527020425.html>、2006年2月7日アクセス)。これ以外にも「HIVの感染者26万人に、職業感染も935件」と題する記事もあり、そこでは、「2005年末におけるHIV感染者数は26万人に達すると予想されており、2010年にはこの数が30万人に達するとしている」と述べられている。(VIET. JO ベトジョーベトナムニュース、<http://viet-jo.com/news/social/051004123459.html>、2006年2月15日アクセス)。
- (38) エイズ予防情報ネット「HIV/AIDS最新情報2004年末現在 アジア」39ページ。(<http://api-net.jfap.jp/siryu/worldnow/2004/05.pdf>)。PDFファイルを印刷して利用。2006年2月3日アクセス。なお、船坂葉子・高橋佳代子「南部の貧困層と国際NGO活動に見る戦争の影響」(前掲、中野亜里編『ベトナム戦争の「戦後」』所収、2005年、めこん)中の「一 南部の貧困層の現実」(船坂葉子執筆、同書131ページ)にも「ベトナムでは二〇〇四年に九万人のHIV感染者が見つかっており、一万四五〇〇人がエイズを発症、うち八〇〇〇人が死亡している。感染者の九五%は一五～四九歳で、六〇%が麻薬注射による感染である。保険省によれば、毎年八〇〇〇人の妊婦が感染し、新生児の三〇～四〇%が母親から感染している」という指摘がなされている。
- (39) 前掲、注(38) 論文、42ページ。また、次のような記事もある。「“道端に3人の売春婦がいたら、そのうち2人は麻薬中毒者及びHIV感染者” ハノイの政府関係者によると現在約7,000人の売春婦がいて、そのうち約2,000人は道路上で“営業”している。さらにその80%は麻薬中毒者及びHIV感染者である」というものである。(「ハノイの数千人の売春婦 麻薬中毒及びHIV感染」、『ベトナム新聞翻訳(ベトシン)』、<http://blod.livedoor.jp/honyakuman/archives/1268687.htm>) 2006年2月7

日アクセス。

- (40) 前掲、注(38) 論文、38ページ。
- (41) 「清潔な針でH I V防げ」(『朝日新聞』2006年1月27日付け朝刊)。
- (42) 注(41) に同じ。
- (43) 前掲、注(38) 論文、41ページ。
- (44) 「エイズ患者の21.7%が感染を知らながらも買春」(VIET. JO ベトナムニュース) (<http://viet-jo.com/news/sanmen/051007101104.html>) 2006年2月7日アクセス。
- (45) 前掲『ベトナムの女性』73～74ページ。
- (46) 古田元夫『ベトナムの現在』(講談社現代新書 1334、1996年)。

- 
- (1) 桂良太郎「ベトナムに於ける社会福祉の現状と課題——女性及び家族研究の動向調査から——」(『奈良大学総合研究所所報 第9号』、2001年、所収) 155 ページ。なお、桂はこの論文を元に「ベトナムにおける家族の特徴と福祉」(黒田学他編集『胎動するベトナムの教育と福祉』、文理閣、2003年、所収)を發表しているの、あわせて参照されたい。桂論文以外には、例えば宮沢千尋「ベトナムの家族、親族、家譜」、前原智子「ジェンダー」(いずれも今井昭夫・岩井美佐紀『現代ベトナムを知るための60章』、明石書店、2004年、所収)があるので参照されたい。特に、前原論文では、「ベトナムでは外の世界と内の世界で、男女の活動領域が分けられており、内の世界では、女性が強い力を持ってきたのではないかと指摘されている。つまり、公的な世界では、男性が優位にたち、家族の中では女性が優位に立つとされている。しかし、これをもって男女平等ということとはできないと考えている。
- (2) 注1) 桂論文、161 ページ。
- (3) 一般にベトナム国民は、54 の民族に分かれているとされている。そのうち、キン族(京族・ベト族とも言われる)が「87 %という圧倒的多数を占める」という。民族については、古田元夫「民族」(石井米雄監修『ベトナムの事典』、1999年、同朋社発行、角川書店発売)所収 11 ~ 15 ページ及び、「民族別人口」(同書) 368 ~ 369 ページを参照のこと。
- (4) チャン・ハン・ザン「工業化とベトナム女性のライフサイクルの変容」(林玲子・柳田節子監修『アジア女性史——比較史の試み——』所収、明石書店、1997年)
- (5) 前掲、注1) 桂論文 69 ページ。
- (6) 前掲、注1) 桂論文では、家族史の時代区分として、より大きな区分を採用されている。それは、1) 植民地以前と以後——19世紀末以前とフランス植民地下の時期——、2) 南北分割時代の——1945年以後 1976年のベトナム社会主義共和国成立まで——、3) 現代——1976年以後、特に1986年のドイモイ政策実施以後を含む——である。
- (7) つまり、「儒教の規範もとでは、父、夫、息子への女性の従属を説く『三従の道』に見られるように、女性は男性に従属的であるべきとして、教育を受ける機会を制限され、家族を養うために働くことが期待された」(共同研究『ベトナムの働く女性——ホーチミン市縫製工場の女性移住労働者——』、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、1988年、7ページ)ということである。同様の指摘は、「これは根強い儒教思想によるもので、その最たるものが

『三従の道』という教えである。この教えによると、女性は子どもの頃は父親へ、婚姻後は夫へ、夫の死後は息子への従属を説くものである。ベトナムの日常生活における男女差別の根底には男女の役割に関する根強い固定観念がある」（ベトナム女性連合『ベトナムの女性』、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、2002年、71ページ）と述べられている。

- (8) 前掲注1) 桂論文、156 ページ。この点について、前掲『ベトナムの働く女性』7ページでは、儒教伝来以後も東南アジアに一般的に見られた「伝統的男女平等の規範」が存在し、儒教的規範と併存していたと指摘している。
- (9) 前掲『ベトナムの女性』では、「フランス植民地時代でさえ、女性は限られた訓練のみ受けることが許されていただけだった。結婚すれば、夫に完全に依存し、家族以外の人、特に夫以外の男性と話すことは禁じられた。家族のために料理を作っても、食卓では一番最後に男性の残りを食べ、そして片づけをし、掃除をした。男性が家族を養うために外へ働きに出ている間に、女性は家庭の雑用をすべてこなすものとされていた」（同書、72 ページ）と記されている。
- (10) 前掲注1) 桂論文、156 ページ。なお、片山須美子は、この時期の社会主義的女性解放路線について、アメリカ人女性研究者 (Arlene Eisen Bergman) の *Women of Viet Nam* を要約して、「家事・育児の社会化の名の下に男女平等負担が不問にされること、社会化といっても保育労働者は女性ときめつけていること、母性への強い肯定があること」を指摘している（片山須美子「5 ベトナム」、林玲子・柳田節子監修『アジア女性史——比較史の試み——』所収、明石書店、1997年）567ページ。
- (11) なお、ベトナム解放のためにベトナム戦争に参加した女性たちが、戦後どのような対応をされたのかについては、グエン・ミン・トゥアン「記者たちが見た英雄たちの戦後」（中野亜里編『ベトナム戦争の「戦後」』所収、2005年、めこん）を参照されたい。
- (12) 岩井美佐紀「合作社」（前掲『ベトナムの事典』所収）99～100 ページを参照のこと。ここにも、「ベトナム戦争に従軍する成年男子が農村を離れたため、合作社主任をはじめ多くの要職を女性が占めるなど、女性の社会進出が著しかった。たとえば、託児所の建設など、合作社は、農村の社会インフラを拡充することによって女性の負担を軽減した」と記されている。
- (13) 岩井美佐紀「ベトナム北部農村における社会変容と女性労働」（『東南アジア研究』第36巻4号、1999年）531～535 ページ。
- (14) 岩井美佐紀「ベトナムの家族・親族と近代化に関するレビュー」  
([http://www.kuis.ac.jp/icci/publications/pi\\_results/eastasia2005/vietnam.pdf-234k](http://www.kuis.ac.jp/icci/publications/pi_results/eastasia2005/vietnam.pdf-234k)) 2005年10月1日アクセス。PDF ファイルをダウンロードし、印刷、3 ページ。

- (15) 前掲注1) 桂論文、156 ページ。
- (16) 注14) に同じ、4 ページ。
- (17) 南北の相違について概観した先行研究としては、小川浩一「ドイモイ後のベトナムの社会変動——南北格差の視点から——」(『東海大学文学部紀要』第74輯所収)を参照されたい。
- (18) 前掲、注14) 論文、5 ページ。但し、以下のような指摘もある。すなわち、「社会主義下にあつては政府が女性の労働力を生産領域に引き出す必要もあり、男女平等政策を掲げ、再生産領域の社会化政策が取られた。しかし、社会主義体制下における男女平等政策は、保育所設置のような一部の再生産領域の労働の社会化にすぎず、生産領域への女性の進出を促進するものにとどまった。再生産領域における労働を男女平等に分担するように推進する政策は弱く、従って女性は生産労働と再生産労働の二重の負担を強いられていた。また、女性は生産領域における活躍の場を得たとは言え、女性の就業分野は限定されたものであつた」(前掲『ベトナムの働く女性』、3 ページ)。ここでいう「社会主義下」ないし「社会主義体制下」とは、おそらく1976年のベトナム統一以後、1986年のドイモイ実施までの期間をさすと思われる。この期間中、男女平等思想が広まっていったことは事実であろうが、女性を取り巻く状態は大きく変化したとは言えない状態であつたことがうかがわれる。
- (19) 前掲、注13) 論文、535～537 ページ。
- (20) 前掲、注13) 論文、539 ページ。
- (21) この点について「商業では女性が7割を占めており、これを筆頭に保健、教育でも女性比率が高いが、建設、林業、運輸、通信、管理では30%未満に下がる」(前掲『ベトナムの働く女性』、12 ページ)と記され、さらに、「例え(女性は一引者注)インフォーマル・セクターの仕事に過ぎなくても、自分で独立して仕事ができ、さまざまな決定できるようになったことについては概ね肯定的に受け止められている」ものの、一方で「ドイモイの結果女性は低賃金労働者やインフォーマル・セクターの労働者として、不利な形で労働市場に再編入された。特に再生産領域の役割と責任強化と私化(再生産領域の労働の社会化の減少または中止)を通じて、女性は労働市場において周辺化されてきたといえる」(前掲『ベトナムの働く女性』16～19 ページ)と、プラス面とマイナス面両方から評価している。
- (22) 前掲、注13) 論文、540～541 ページ及び、注14) 論文、5 ページ。
- (23) 女性に対する教育機会の不平等性については、農村部に限定されないようで、例えば「社会福祉に対する助成が少ない市場経済への移行に伴い、今までの成果が後退を見せているものもある。それは、中学校や高等学校での男女格差の再浮上であるが、中学校や高等学校で、女子の中途退学者が男子より多い傾向がある」(前掲『ベトナムの女性』、73 ページ)という

指摘や、「社会サービスの有料化は、教育や保健サービスを受けられる人を限定することになり、……女性（女子）の就学率を抑制しているように見える。また、教育費が有料となったため学校の中退が増え、特に女性の中退者の割合が高いとの調査結果もある」（前掲『ベトナムの働く女性』、18 ページ）という指摘もなされている。

(24) 前掲、注1) 桂論文、157 ページ。

(25) この報道によると、「ホーチミン市司法局が 2003 年から 2005 年 3 月までに受理した外国人との結婚申請数統計によると、これまで増加していた台湾人男性との結婚件数が減少する一方、韓国人男性との結婚が増加している」とされ、「台湾人男性との結婚手続件数の 3 % が…司法局により結婚申請を拒否されている」という。(VIET. JO ベトジョーベトナムニュース)

(<http://viet-jo.com/news/social/050615014228.htm>) 2006年2月15日アクセス。

(26) ユニセフ『世界子供白書 2005 年版』による。

(27) Tuoi Tre 「2005 年、ベトナムの人口は 120 万人増加と予測」(HOTNAM News)

(<http://www.hotnam.com/news/050603041828.html>) 2005 年 9 月 27 日アクセス。

(28) Nguoi Lao Dong 「ベトナムの新生児、男女比に格差が広がる」(HOTNAM News) (<http://www.hotnam.com/news/050926084958.html>) 2005 年 9 月 27 日アクセス。

(29) 「ハノイ：胎児の性別告知、選択的中絶を禁止」(VIET. JO ベトジョーベトナムニュース)

(<http://viet-jo.com/news/social/050923040655.html>) 2005年9月27日アクセス。

(30) 拙稿「ホーチミン市における社会福祉施設の実情」(黒田学他編集『胎動するベトナムの教育と福祉』、文理閣、2003 年) 45 ページ。

(31) 「香川公使のハノイ通信 9 ベトナムの人身取引 (トラフィッキング)」

(<http://www.kobe-u.ac.jp/~gsics/hanoi09.html>) 2006 年 1 月 20 日アクセス。これ以外に、福田忠弘「社会悪」(前掲、『現代ベトナムを知るための 60 章』、明石書店、2004 年、所収) があり、「労働・傷病兵・社会福祉省 (労働・傷病兵・社会省一引者注) は、二〇〇二年にはベトナム全土で、五万人の売春婦が確認された報告した。二〇〇一年と比較して一八%の増加という。しかし、ベトナム国内で売春婦が増えているだけではなく、ベトナム人女性は国境を越えた人身売買の対象にもなっている」(同前、178 ページ) と記されている。さらに、「9ヶ月間で女性・子供 9,000 人が人身売買の被害に」(2005 年 10 月 6 日の報道、VIET. JO ベトジョーベトナムニュース、<http://viet-jo.com/news/social/051005062019.html>、2006年2月15日アクセス) や、「逮捕の人身売買ブローカー、142人を売っていた」(2005年12月12日の報道、VIET. JO ベトジョーベトナムニュース、

<http://viet-jo.com/news/social/051209111354.html>、2006年2月15日アクセス) という記事もある。

(32) 同様の指摘は、「家庭責任は女性にあるといった家父長的な考えも、社会主義の崩壊後（ドイモイ政策の実施後一引者注）表立って表明されるようになった。それまで獲得していた生産領域における女性の地位も低下し、再生産領域における男女平等はますます遠のいてきた」（前掲『ベトナムの働く女性』3ページ）というものがある。

(33) 木原正博「アジア太平洋地域のエイズ流行の現状と展望」（<http://www.acc.go.jp/kenkyu/ekigaku/2003ekigaku/001.htm>）より。2006年2月7日アクセス。

(34) 福田忠弘「社会悪」（『現代ベトナムを知るための60章』、明石書店、2004年、所収）179ページ。

(35) 独立行政法人国際協力機構（JICA）「ベトナム エイズ防止計画」（[http://www.jica.go.jp/activities/jicaaid/project\\_j/vie/005](http://www.jica.go.jp/activities/jicaaid/project_j/vie/005)）より。2006年2月7日アクセス。

(36) 前掲、注34) 福田論文、179ページ。

(37) 「ベトナムのHIV感染者9万人、うち10%はすでに死亡」（HOTNAM News）(<http://www.hotnam.com/news/050527020425.html>、2006年2月7日アクセス)。これ以外にも「HIVの感染者26万人に、職業感染も935件」と題する記事もあり、そこでは、「2005年末におけるHIV感染者数は26万人に達すると予想されており、2010年にはこの数が30万人に達するとしている」と述べられている。(VIET.JO ベトナムニュース、<http://viet-jo.com/news/social/051004123459.html>、2006年2月15日アクセス)。

(38) エイズ予防情報ネット「HIV/AIDS最新情報2004年末現在 アジア」39ページ。(http://api-net.jfap.jp/siryu/worldnow/2004/05.pdf)。PDFファイルを印刷して利用。2006年2月3日アクセス。なお、船坂葉子・高橋佳代子「南部の貧困層と国際NGO活動に見る戦争の影響」（前掲、中野亜里編『ベトナム戦争の「戦後」』所収、2005年、めこん）中の「一 南部の貧困層の現実」（船坂葉子執筆、同書131ページ）にも「ベトナムでは二〇〇四年に九万人のHIV感染者が見つかっており、一万四五〇〇人がエイズを発症、うち八〇〇〇人が死亡している。感染者の九五%は一五～四九歳で、六〇%が麻薬注射による感染である。保険省によれば、毎年八〇〇〇人の妊婦が感染し、新生児の三〇～四〇%が母親から感染している」という指摘がなされている。

(39) 前掲、注38) 論文、42ページ。また、次のような記事もある。「道端に3人の売春婦がいたら、そのうち2人は麻薬中毒者及びHIV感染者」ハノイの政府関係者によると現在約

7,000 人の売春婦がいて、そのうち約 2,000 人は道路上で“営業”している。さらにその 80 %は麻薬中毒者及びH I V感染者である」というものである。(「ハノイの数千人の売春婦 麻薬中毒及びH I V感染」、『ベトナム新聞翻訳 (ベトシン)』、<http://blod.livedoor.jp/honyakuman/archives/1268687.htm>) 2006 年 2 月 7 日アクセス。

(40) 前掲、注 38) 論文、38 ページ。

(41) 「清潔な針でH I V防げ」(『朝日新聞』2006 年 1 月 27 日付け朝刊)。

(42) 注 41) に同じ。

(43) 前掲、注 38) 論文、41 ページ。

(44) 「エイズ患者の 21.7 %が感染を知らながらも買春」(VIET. JO ベトジョーベトナムニュース) (<http://viet-jo.com/news/sanmen/051007101104.html>) 2006 年 2 月 7 日アクセス。

(45) 前掲『ベトナムの女性』73 ～ 74 ページ。

(46) 古田元夫『ベトナムの現在』(講談社現代新書 1334、1996 年)。